

ご存知ですか

いろいろな児童手当

児童手当

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することによって、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を目的としています。

●支給の対象

児童手当等は、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限によって児童手当等は支給されません。

●手当の額

第一子 5千円（月額）
第二子 5千円（月額）
第三子以降 1万円（月額）

児童扶養手当

児童扶養手当は、父の死亡や父母の離婚等により、父親のいない子ども（実質的に父親がいない状態にある子ども

を含む）を育てている人に対して、子どものすこやかな成長に役立ててもらふことを目的に支給されるものです。

●支給の対象

児童扶養手当の対象となる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）を監護している母、または母に代わって養育している人に支給されます。ただし、受給者や同居している親族の所得が一定の額を超えるとき、手当の一部または全部が停止されます。（また、平成15年4月1日時点において、支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過している場合は、請求ができません）
※平成16年4月から児童扶養手当制度（支給額等）が改正されました。



●手当の額（月額）

・児童1人 41,880円
・児童2人 5千円加算
・児童3人以上のとき 1人に付3千円加算

特別児童扶養手当

扶養手当

特別児童扶養手当は、児童のすこやかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給されます。

●支給の対象

20歳未満の身体または精神に中程度以上の障害のあるお子さんを監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。（児童扶養手当、児童手当、障害者福祉手当を受給しているも受けられます。）ただし、次の場合に

は手当を受けることができません。

①児童や、父もしくは母、または養育者が日本に住んでいないとき。

②児童が、障害を事由とする公的年金を受けることができるとき。

③児童が、児童福祉施設、知的障害者施設、身体障害者施設など（通園・通所を除く）に入所しているとき。
なお、受給者や、同居している親族の前年の所得が一定額以上のときは、その年の8月分から翌年の7月分まで、支給が停止されます。

●手当の額

児童1人につき、障害の程度が重い場合は、月額50,900円
中程度の場合は、月額33,900円です。

●詳しくは

役場町民課福祉係まで

☎56-3111

農業体験塾に参加しませんか



鳥取県では、退職後に農業をしたいと考えている方を対象に、週末を利用して農業体験研修が受けられる「農業体験塾」を開講しています。将来の就農に向けた準備として、仕事をしながら実践的な技術を習得しませんか。

【対象者】

退職後に町内で農業を始めたい方

・新たな作物に取り組んでみたい兼業農家の方

【内容】ベテラン農家の塾長が、時期にあった作物の栽培管理を現地で実技指導します。

【開講日】

原則土曜日の午前中（ただし、作物の種類や時期により開講日時を変更したり、休講する場合があります）

【連絡事項】

・年会費は1000円
・内容によっては別途実費が必要な場合があります。
・万一のケガに備えて、傷害保険に各自で加入してください。

【申込み・問い合わせ】

西伯農業改良普及所

☎53-3721